

高等学校スポーツ振興事業奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市におけるスポーツの振興を図るため、市内に所在する高等学校（公立高等学校を除く。）が行う高等学校のスポーツ振興に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該校に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、(財)全国高等学校体育連盟及び(財)日本高等学校野球連盟の主催する全国大会への出場に伴い必要となる応援団の派遣事業のうち、生徒を対象としたものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費の内、交通費とし、補助率は10/10とする。ただし、市長が別に定める額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、事業開始の7日前までに、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号別紙)
- (2) 大会開催要項
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の中止又は廃止をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業に係る経費については、記帳、証拠書類の保管等、適正を期すること。

(5) 交付を受けた補助金は、補助事業を遂行するために直接必要な経費以外の経費にこれを使用してはならない。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに高等学校スポーツ振興事業奨励補助金変更交付決定(不決定)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 規則第5条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、高等学校スポーツ振興事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による中止(廃止)承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに高等学校スポーツ振興事業中止(廃止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業完了後30日以内に高等学校スポーツ振興事業実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第7号別紙)

(2) 大会の結果

(3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金額の確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条による通知は、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金交付決定取消通知書(様式第11号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、高等学校スポーツ振興事業奨励補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。